

生徒指導便りでは、子どもたちが安全に、そして心身ともに健やかに学校や家庭・地域で過ごせるように大切な情報を発信していきますので、どうぞよろしくお願い致します。

5月号では、自転車の乗り方について気を付けてほしい点などをまとめております。この機会に、お子様と一緒に安全な自転車の乗り方ができているか確認していただければと思います。

1 自転車に乗る範囲について

校区内の交通量が非常に多く、交通事故の発生が危惧される託麻東小学校では『校外生活について』の中で、自転車に乗る範囲を次のように示しております。

自転車は低学年は自分の家の周り、
中学年は自分の町内、
高学年は校区内 を乗ります。



熊本県警察から出ている交通事故統計（令和5年3月末）によりますと昨年（令和4年）の一年間で、熊本県内では511件の自転車事故が発生しています。これは、1日当たり1.4件の自転車事故が発生している計算となります。

自転車の乗る範囲を守るにより交通事故を未然に防ぐとともに、子どもたちが安全に過ごせることをねらっております。

2 ヘルメットの着用について

自転車に乗る際に、お子様のヘルメットの着用はできていますか？

熊本県では1日1件以上の自転車事故が発生しています。

事故に遭わないように気を付けていても、突然に起こってしまうこともあります。そこで万が一事故に遭った時に、命を守ってくれるものがヘルメットです。

ヘルメットを着けていなかったために頭部に重傷を負ったり、尊い命が失われたりする痛ましい事故も起こっております。

自動車に乗る際にシートベルトをするのと同様に、「**自転車に乗るときはヘルメットを着用するのが当たり前**」という習慣を身につけさせていきたいです。

なお、令和5年4月1日から施行されている改正道路交通法では次のように定められています。

【道路交通法 第63条の11 第3項】

「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」

児童が自転車に乗る際には、保護者が子どもにヘルメットをかぶらせることが大事なのです。



3 その他のルールやマナーについて

自転車に乗る範囲やヘルメット着用について述べてきましたが、この他にも様々なルールやマナーがあります。自転車に乗る児童だけでなく、誰もが安全に気持ちよく過ごせるためには、どんなことに気を付けて自転車を使えばよいでしょうか。お子様と一緒に話してみてください。